

北九州港港湾施設における指定管理の拡充について

北九州港の港湾施設の管理運営について、より一層の効率化、利用者サービスの向上を図るため、これまで行っていた門司地区に、新たに小倉・洞海地区を対象範囲に加えることで、北九州港全域に指定管理を拡充するもの。

1 第一期（門司地区）の概要

- (1) 指定管理者 : 北九州埠頭株式会社
- (2) 指定管理期間 : 平成30年4月1日～令和5年3月31日（5年間）
- (3) 対象施設 : 門司地区に所在する港湾施設（国有港湾施設、港湾保安施設等は除く）
- (4) 主な業務
 - ・港湾施設の使用許可に関する業務
 - ・巡回、除草剪定など施設の維持管理業務
 - ・ガントリークレーンなど機械設備の性能維持業務

2 これまでの成果及び評価

- ・民間事業者の経験、高い技術力によるサービスの質の向上
- ・施設利用者からの要望、苦情対応の迅速化
- ・利用者アンケート調査の利用者満足度向上

などを踏まえ、より一層のサービスの向上を図るため指定管理を拡充することとした。

3 第二期（門司、小倉、洞海地区）の概要（指定管理の拡充）

- (1) 指定管理者 : 条件付き公募により候補者選定予定
- (2) 指定管理期間 : 令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）
- (3) 対象施設 : 門司、小倉、洞海地区に所在する港湾施設
（国有港湾施設、港湾保安施設、ひびきコンテナターミナル等は除く）
- (4) 主な業務
第一期の業務内容である性能維持業務に「電気設備」を加える。

4 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|------|--------------------------|
| 令和4年 | 6月：指定管理者検討会へ公募方式の意見聴取 |
| | 7月：指定管理候補者の公募の開始 |
| | 9月：指定管理者検討会による指定管理候補者の選定 |
| | 12月：指定管理者の指定の議決 |
| 令和5年 | 4月：指定管理業務開始 |

【参考1】 指定管理の地域範囲



- ・現在のエリア（門司地区）・・・・・・・・白
 - ・拡大するエリア（小倉・洞海地区）・・赤
- } ⇒ 北九州港（市内）全域に拡大

【参考2】 施設写真

